

第102回サービス統計・企業統計部会議事概要

1 日 時 令和2年8月7日（金）13:00～15:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

椿 広計（部会長）、岩下 真理、宮川 努

【臨時委員】

菅 幹雄、成田 礼子

【審議協力者】

内閣府、財務省、経済産業省

【調査実施者】

経済産業省大臣官房調査統計グループサービス動態統計室 倉田室長ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：萩野室長、鈴木次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：中村参事官、宮内国際統計企画官ほか

4 議 題 商業動態統計調査の変更について

5 概 要

○ 審査メモに沿って、「品目の細分化」及び「調査事項の削除」について、審議が行われた。

その結果、今回の変更のうち調査事項の削除については、内閣府において商業動態統計調査結果を利用した検証を行い、その結果を統計委員会へ報告をする必要があるとされたが、削除については報告者負担も考慮してやむを得ないと整理された。

○ また、令和元年12月の統計委員会の答申にある「今後の課題」については、変更後の調査結果の蓄積がされていないことから、引き続き検討を求めることとされた。

○ その後、答申（案）の方向性について、椿部会長から取りまとめ方針の説明があり、部会として了承された。なお、今後、答申（案）は書面決議により取りまとめた上で、8月開催の統計委員会に報告することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

（1）品目の細分化について

- ・ 品目の細分化は来年の1月からということだが、このような詳細なデータを今年から取ることができれば、コロナによる影響を把握でき、政策的にも非常に有用と

考える。商業動態統計調査の見直しとは別に、今年から何らかの形で把握できればよい。

- ・ 品目を細分化することは見直しの方向性として良いと思うが、これは工業統計調査等、製造側の品目分類に対応しているのか。製造から販売までの品目分類を共通化することや、あるいは品目の対応表のようなものがあれば、ユーザーにとって利便性が高いと考える。

⇒ 商業の品目分類は粗く、製造側の分類には対応していないが、紐付けすることは可能と考える。対応表の作成については、今後検討したい。

- ・ 統計委員会の中で、POSデータ等を活用した報告者負担の軽減について、意見があったが、これについては経済産業省で検討しているのか。

⇒ 去年の答申を受けてPOSデータによる報告は既に開始しており、今後も順次拡大していきたい。

(2) 期末商品手持額の削除について

- ・ 当初、丁2、丁3、丁4調査で期末商品手持額の調査を開始した背景として、国民経済計算における流通在庫の推計の精度向上があった。消費動向で見ると、近年は百貨店やスーパーのウェイトが低下する一方、ドラッグストアやホームセンター等のウェイトが高まっていると思うが、これらを報告者負担の軽減のみを理由として削除することは、国民経済計算の精度向上の趣旨に反するのではないかと懸念している。まずはこれらの業態の売上げシェアがどのように変化してきたのか、時系列で示してもらいたい。

⇒ 平成28年経済センサス-活動調査に占める商業動態統計調査の販売額を見ると、百貨店・スーパーが13.8%、家電大型専門店が2.9%、ドラッグストアが3.7%、ホームセンターが2.3%となっており、家電大型専門店等より百貨店・スーパーの占める割合のほうが高くなっている。丁2、丁3、丁4調査の開始が平成27年のため、これより過去に遡って時系列で比較することはできない。

- ・ 削除する調査事項について、内閣府での活用状況はどうなっているのか。

⇒ 今回廃止される在庫データの国民経済計算への活用については、内閣府でも検討を行ったが、具体的な導入方法は、平成28年経済センサス-活動調査から延長推計をした結果と、令和3年経済センサス-活動調査の結果とを比較しなければ、パフォーマンスを検証することができない。また、流通在庫の推計は品目単位で行っているが、丙調査と丁調査の期末商品手持額を単純に足すことはできず、その調整方法も検証する必要があることから、現時点では従来どおり、丙調査のデータを用いて推計を行っている状況。

- ・ POSを導入していない個人商店などでは、在庫のデータを出すことは確かに負担が大きいと思う。報告期限が翌月15日となっているが、例えばこれを翌月の月末にすれば、報告者負担は軽減するのではないか。
- ⇒ 利活用のため速報を翌月下旬に公表しているため、提出期限を翌月15日より遅らせることは難しい。
- ・ 期末商品手持額の廃止に全面的に反対するわけではないが、内閣府は令和3年経済センサス-活動調査の結果が出なければ検証ができないと言っているのに、データが出そろっていない段階で廃止することは、筋が通らないのではないか。
 - ・ 国民経済計算に活用するのであれば、高い精度のデータが必要と思うが、スピードが重視される動態統計に精度を求めることは難しい面もある。
 - ・ 国民経済計算への導入の可能性や、あるいはどのようなデータがあれば在庫推計の精度向上に資するのか、これまで把握してきた5年分のデータを用いて、内閣府が検証結果を示すことが必要。その検証結果が出るまでは、期末商品手持額を調査し続けるべきか、廃止するべきかの判断はできないのではないか。
 - ・ 企業と関わりのある立場からすると、報告の負担感は上場企業かどうかにもよって変わるが、本調査の対象となる規模の企業であれば上場企業に相当するので、負担感はそれほど大きくないと思う。
 - ・ 期末商品手持額を廃止するか、廃止しないかのどちらかではなく、その折衷案として、検証結果が出るまでは報告者負担を軽減しつつ調査を続けることとして、報告期限を翌月15日ではなく、翌々月15日としてはどうか。
- ⇒ 期末商品手持額の報告期限を延長した場合、例えば6月の在庫を7月の販売額と合わせて報告することとなるが、在庫の取りまとめが早い企業は7月の在庫を報告する可能性がある。回答の正確性を確認するためには、報告者へ個別に確認する作業が必要となり、現実的には困難と考える。
- ・ 産業構造が変化している中で、流通在庫の推計を百貨店・スーパーに依存していることには違和感がある。今までこのようにやってきたからそのやり方を続けるというのではなく、省庁間でも協力し合い、より長期的な視点で、統計の作り方を考える必要がある。
 - ・ 丁2、丁3、丁4調査については、今年の12月までのデータがあれば、令和3年経済センサス-活動調査の結果を用いた検証が可能なのではないか。そうであれば、調査事項を廃止するのではなく、一旦休止するという取扱いはできないか。

- ・ 調査事項の廃止は概ね妥当と認めたとしても、内閣府の検証結果によって、再度調査事項を復活させることも認めるべきではないか。

⇒ 調査事項を復活させるかどうかは、内閣府が必要とする品目単位のデータを得るのに商業動態統計調査がベストであるのかという点について、単に今まで調査した経験があるからということではなく、様々な視点から議論していただきたい。

- ・ 流通在庫の推計のあり方については改めて議論する必要があり、内閣府の検証結果を統計委員会へ報告してもらうことが必要ではないか。

(3) 統計委員会諮問第134号の答申で指摘されている「今後の課題」について

- ・ 前回の答申から期間が経過していないことから、答申で指摘している今後の課題については、引き続き、検討を求めることとしたい。

(4) 答申の取りまとめについて

- ・ 品目の細分化については、利用者の利便性が増し、報告者負担も大きくないということから、変更内容は適当と整理したい。期末商品手持額の削除については、適当とするが、何らかの形で、内閣府が国民経済計算への活用を検証すべきとの指摘が必要と考える。また併せて、国民経済計算の精度向上に資する流通在庫に関する統計の適切なあり方について、今後、統計委員会において議論する必要がある旨を示すこととしたい。

- ・ 内閣府では、国民経済計算への活用について既に一度概念的な検討はしているが、今後は他のデータ等も活用して、より幅広く検証を行う必要がある。したがって、現時点で5年分のデータが蓄積されていることから、報告者負担を考慮して一旦廃止するという点を説明しなければ、検証も行っていない中で廃止しているという誤解が生じかねない。

6 その他

答申の方向性について、一定の整理がなされたことから、今後は、メールを活用して答申（案）の審議を行い、最終的には部会での書面決議の上、令和2年8月の統計委員会で審議結果を報告することとされた。

(以 上)